

従前地分筆を伴う仮換地変更手続きの流れ

申請者（地権者・代理人）		福山市（川南）
①	仮換地の分割(案)について市へ相談を行う (土地家屋調査士等が代理人となる場合、地権者の委任状を提出)	② 市の仮換地画地測量図を提供 (従前地の地積測量図（法務局備付測量図）があれば提供)
③	仮換地分割（案）の地積測量図を作成して、市へ提出 (分割線に永久標を設置)	④ ③を受けて、分筆する従前地の面積按分を仮換地変更設計書（案）で通知
⑤	従前地分筆の地積測量図作成して、市へ提出 (従前地の地積測量図を提供した場合は、その図面を基に作成)	⑥ 各測量図を確認し、仮換地変更願の様式を渡す
⑦	※必要書類一式に <u>土地所有者全員の署名・捺印・割印</u> を受け市へ申請 【必要書類】 仮換地変更願、変更設計書、仮換地測量図（※）、従前地測量図（※）	⑧ 内部決裁（約1週間）
⑨	分筆登記申請用（法務局）の地積測量図への施行者確認印の申請 (手数料300円)	⑩ 事業実行者（福山市）確認印押印
⑪	法務局へ分筆登記申請	—
⑫	分筆登記完了後、登記事項要約書と公図の写しを市へ提出	⑬ ⑫の書類確認後、変更後の仮換地証明書が発行可能となる (①の委任状で1度だけ発行可能・手数料300円)

※「仮換地変更願」に添付して提出していただく地積測量図には、作成者の記名・押印をしたものをお願いします。